令和５年４月吉日

港小学校保護者の皆様へ

高浜市立港小学校長　奥谷　敦子

台風等異常気象時における児童の安全確保について

青葉の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。台風等異常気象における児童の安全確保につきまして、下記のように対応いたします。お子様の安全確保についてご理解の上、ご協力をお願いいたします。

記

１　児童が登校する前に愛知県全域、西三河南部、又は高浜市に「暴風警報」が発表された場合

(1)　午前６時までに解除された場合は、通常通り授業を行います。

※　上記の場合であっても、道路の冠水や河川の増水、停電等により登校が危険であると思われる場合は登校させず自宅で待機し、その旨を学校へ連絡してください。

(2)　午前６時の時点で警報が発表されている場合は、その日は休校となります。

２　児童の登校後に「暴風警報」が発表された場合

(1)　風雨の状態により、下校が可能と認められた場合は、直ちに授業を中止し、通学コースごとに職員が付き添い集団下校します。

(2)　下校が困難であると認められた場合は、下校せず校内で待機します。学校から家庭に（「すぐーる」にて）お迎えを依頼し、保護者へ引き渡します。

３　「暴風警報」は発表されていないが、「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合

(1)　登校前

通常通り授業を行いますので、登校させてください。

ただし、道路の冠水や河川の増水、停電等により登校が危険であると思われる場合は登校させず自宅で待機し、その旨を学校へ連絡してください。その後、安全が確認できましたら登校させてください。

(2)　登校後（学校に児童がいる場合）

今後の気象状況や通学路等の状況から判断し、授業を中止して速やかに下校させることがあります。下校が危険であると判断した場合や、速やかな回復が見込めないと判断される場合は、下校せず校内で待機します。

※「大雨警報」や「洪水警報」の発表では、休校にはなりません。

４　「特別警報」が発表された場合の対応

(1)　**児童の登校する以前に「特別警報」が発表されている場合**

①　午前６時までに解除された場合は、通常通り授業を行います。

※　上記の場合であっても、道路の冠水や河川の増水、停電等により登校が危険であると思われる場合は登校させず自宅で待機し、その旨を学校へ連絡してください。

②　午前６時の時点で警報が発表されている場合は、その日は休校となります。

たとえ「暴風にかかる特別警報」が解除されたとしても、その他**「大雨・波浪・高潮にかかる特別警報」**が発表されている場合は、登校させないでください。

(2)　**児童の登校後に「特別警報」が発表された場合**

①　直ちに授業を中止し、災害の状況及び気象、通学路の状況等から判断し、児童の安全を確保する対応を優先します。

（学校待機、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等、状況により対応が異なります。）

②　児童を学校待機とした場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象、通学路の状況等から判断し、安全に下校できると判断できてから下校させます。

５　その他の留意事項

(1)　台風等の接近に伴い、翌日「暴風警報」の発表が予想される場合には、前日に給食中止を決定することがあります。その際は、給食変更の案内を配布し、各家庭に連絡します。

(2)　台風通過直後の外出では、垂れ下がった電線、増水した川・用水などに近づかないようにしてください。

(3)　夏休み中の出校日については「**１　児童が登校する前に愛知県全域、西三河南部、又は高浜市に「暴風警報」が発表された場合」**に準じます。休校となる場合、振替日は設けません。

- 台風等異常気象時における判断は、児童の安全確保のため、状況に応じて変わることがあります。決定した内容については、「すぐーる」や「ホームページ」等で配信をします。「すぐーる」への**登録を必ずお願いします**。
- 台風等異常気象時に限らず、インフルエンザ・新型コロナ等の集団感染予防のため、一部の学級を早く下校する場合があります。急な下校となった際にも、**自宅に入ることができる用意**をあらかじめご準備いただくよう、合わせてお願いします。